

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道条例（平成８年９月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（排水設備の設計及び工事の施行等） 第7条 （略） 2 指定工事事業者は、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理を行う者で市長が登録した排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を事業所ごとに置かなければならない。 3 から 5 まで （略） （指定の基準） 第7条の3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が、次に掲げる要件を満たしているときは、指定をするものとする。 (1) （略） (2) 専任の責任技術者を事業所ごとに1人以上置くこ	（排水設備の設計及び工事の施行等） 第7条 （略） 2 指定工事事業者は、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理を行う者で市長が登録した排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を事業所ごとに選任しなければならない。ただし、東京都（以下「都」という。）の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。 3 から 5 まで （略） （指定の基準） 第7条の3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が、次に掲げる要件を満たしているときは、指定をするものとする。 (1) （略） (2) 責任技術者を事業所ごとに1人以上選任すること。	字句の改正 ただし書の追加 字句の削除 字句の改正

と。		
2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)	

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

排水設備工事責任技術者の事業所ごとの専任義務の見直しに伴い、所要の改正をするものである。